

JFAマッチコミッショナーに関する規則(案)

第1節 総則

第1条【目的】

本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」という)が認定するJFAマッチコミッショナーの資格及び職務遂行に関するJFAマッチコミッショナー制度(以下、「本制度」という)について定めることを目的とする。

第2節 所管

第2条【所管】

本制度は、競技会委員会が所管する。競技委員会内に別途マッチコミッショナーパート会を設置して運用するものとする。

第3節 JFAマッチコミッショナー

第3条【公式試合のマッチコミッショナー】

本協会に認定された以外の者は、国内競技会における一切の公式試合においてマッチコミッショナーとして活動することはできない。

第4条【区分と担当】

本制度のJFAマッチコミッショナーは、以下が上位区分となり、主催する団体が試合毎に任命し、派遣する。なお、JFAマッチコミッショナーが担当できる公式試合の区分は以下の通りし、上位区分のJFAマッチコミッショナーは、下位区分の公式試合も担当することができる。

(1) Jリーグマッチコミッショナー(仮称)

公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)が主催する公式試合を担当する。

(2) JNFマッチコミッショナー(仮称)

一般社団法人日本フットボールリーグ(JFL)、一般社団法人日本女子サッカーリーグ(なでしこリーグ)、一般財団法人日本フットサル連盟(Fリーグ)が主催する公式試合を担当する。

(3) 47マッチコミッショナー(仮称)

原則、本協会の基本規程第3章に規程する地域サッカー協会および都道府県サッカー協会の公式試合並びに各種の連盟が主催する公式試合を担当する。

区分	管轄	派遣対象	割当・派遣
Jリーグ マッチコミッショナー	公益社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)	Jリーグ公式大会 および全区分	Jリーグ

JNF マッチコミッショナー	一般社団法人日本フットボールリーグ (JFL)	JFL	JFL
	一般社団法人日本女子サッカーリーグ (Lリーグ)	なでしこリーグ	なでしこリーグ
	一般財団法人日本フットサル連盟 (Fリーグ)	Fリーグ	Fリーグ
47 マッチコミッショナー	都道府県サッカー協会	地域・都道府県 サッカー協会主催 試合	都道府県 サッカー協会

第4節 責務

第5条[責務]

1. JFAマッチコミッショナーは役割を担い、割当し、派遣された競技会の大会規程に従い、常に厳正かつ客観的に任務を遂行しなければならない。
2. JFAマッチコミッショナーは、サッカー競技規則、基本規程、懲罰規程、競技運営に関する規則および実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行なわなければならない。
3. JFAマッチコミッショナーは、大会規程に定める時間まで競技場に到着しなければならない。
4. 本協会の公式戦の出場資格を有する選手のメンバー用紙記載事項に不備があればそのチームに訂正させ、提出させなければならない。
5. 大会規程に定める時間前に双方のチームの監督(またはそれに代わる者)および審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催しなければならない。
6. JFAマッチコミッショナーは試合運営上における取り決め事項を事前に検証し、マッチ・コーディネーション・ミーティングにおいて確認しなければならない。
7. 試合終了後、主催者が規定する時間までに「マッチコミッショナー報告書」を提出しなければならない。
8. 試合の中止・中断、競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合は、所定の手続きにより「マッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかに指定する場所まで提出しなければならない。
9. 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合にはこれに出席し、報告提出しなければならない。
10. 前各号のほか、別途競技会委員長の定める事項に関して従わなければならない。
11. JFAマッチコミッショナーは、割当された試合で他業務を兼務してはならない。ただし、審判アセッサーに限り、兼務することができる。

第5節 資格

第6条[JFAマッチコミッショナーの資格]

JFAマッチコミッショナーは以下の資格を満たさなければならない。

1. 「JFAの理念」「JFAのビジョン」に理解があること。
2. 本協会の規約・規程に精通していること。

3. サッカー競技規則に対し、正しい理解があること。
4. 試合運営に対する知識があり、試合実施要項に精通していること。
5. サッカー発展のために建設的な意見を持っていること。
6. マッチコミッショナー業務に対して、積極的な姿勢があること。
7. 周辺関係者から信頼性と社会的地位があり、チーム等に対して説得力があること。
8. 2月1日時点で69歳以下であること。
9. 連絡および必要書類の送受信が可能なパソコンおよびインターネットの環境が整っていること。

第6節 認定

第7条【マッチコミッショナーの認定】

1. JFAマッチコミッショナーを希望する者は、都道府県サッカー協会に申請して、推薦を受けなければならない。
2. 都道府県サッカー協会は、申請者がJFAマッチコミッショナーの資格を満たす者であれば、必要書類および推薦書を本協会へ提出する。
3. 申請者は、期日までに講習を受講し、本協会に指定する書類を提出し、認定料を期日までに納付しなければならない。
4. 上記手続きが完了した申請者は、競技会委員会が認定し、本協会理事会で承認する。
5. 原則として、JFAマッチコミッショナーに認定された者は、47マッチコミッショナーに区分される。

第8条【認定料】

JFAマッチコミッショナーは、年間の認定料として新規および継続に関わらず 5,000 円を期日までに本協会に納めなければならない。

第9条【認定期間】

認定されたJFAマッチコミッショナーの有効期間は1年間とする。

第10条【認定の更新】

1. JFAマッチコミッショナーは1年に1回以上のリフレッシュ講習会を必ず受講しなければならない。
2. 本制度の認定の更新は1年に1回とし、更新方法は以下の通りとする。
 - (1) 47マッチコミッショナー
原則として、リフレッシュ講習会は都道府県サッカー協会等が行い、受講が完了したJFAマッチコミッショナーのリストを本協会へ期日までに報告する。
 - (2) JNFマッチコミッショナー
原則として、リフレッシュ講習会は各種の連盟が行い、受講が完了したJFAマッチコミッショナーのリストを本協会へ期日までに報告する。
 - (3) Jリーグマッチコミッショナー
原則として、リフレッシュ講習会はJリーグがおこない、受講が完了したJFAマッチコミッショナーのリスト

を本協会へ期日までに報告する。

- (4) 受講が完了したJFAマッチコミッショナーは、期日までに認定料を本協会へ納めなければならない。
- (5) 更新するJFAマッチコミッショナーは、競技会委員会にて認定され、本協会理事会で承認されなければならない。

第 11 条〔報告義務〕

各区分の団体は、下記の事項が発生した場合、本協会へ届け出なければならない。

- (1) 連絡先に変更があった場合
- (2) JFAマッチコミッショナーより辞退の申し出があつた時
- (3) 死亡が判明した場合
- (4) 懲罰に値すると思われる事項が発生した場合

第 12 条〔認定の取消〕

以下のいずれかに該当する事項があつた場合は、JFAマッチコミッショナーの認定を取り消すものとする。

- (1) JFAマッチコミッショナーとなる資格を有しないことが判明した場合
- (2) 必要な提出書類または年間認定料の納付が確認できない場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 本協会の規程に違反した場合

第 13 条〔処分〕

本協会の規律委員会、裁定委員会または本協会の基本規程に従い、本協会の規律委員会もしくは裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会等の規律委員会は、本協会基本規程および懲罰規程に従い、JFAマッチコミッショナーに対して懲罰を科すことができる。

第 14 条〔定年〕

JFAマッチコミッショナーの定年は原則 70 歳とする。

第 7 節 昇格

第 15 条〔上位区分への昇格〕

JFAマッチコミッショナーは、実績と経験により、下位区分の団体より推薦を受け本協会の承認により昇格することができる。

1. JNFマッチコミッショナーへの昇格する者は、活動実績と経験により、都道府県サッカー協会の推薦を受けなければならない。
2. Jリーグマッチコミッショナーへの昇格する者は、活動実績と経験により JNFマッチコミッショナーに区分団体からの推薦を受けなければならない。
3. 前項以外の場合でも、サッカーに関する知識や運営経験により、本協会が承認した場合は、上位区分へ昇格することができる。
4. 上位区分への昇格は、原則、年 1 回とする。

5. 本協会により特別な理由が認められた場合は、認定期間内に限り、上位区分への昇格が認められるものとする。

第 8 条 派遣

第 16 条〔旅費・宿泊費およびマッチコミッショナー手当〕

1. JFAマッチコミッショナーの派遣に関する旅費・宿泊費および手当等は、主催する派遣元もしくは大会の規程に基づき、派遣元が支払う。
2. JFAマッチコミッショナーの派遣に関する要件は、各競技会の大会規程に記載されていなければならない。

第 9 節 その他

第 17 条〔守秘義務〕

JFAマッチコミッショナーは任務上知り得た情報を、正当な理由がある場合でなければ、他に漏らしてはならない。

第 18 条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第 19 条〔施行〕

本規則は、2016 年 3 月 1 日より施行する。